

事務連絡  
平成24年3月30日

都道府県  
各指定都市 障害保健福祉主管課 御中  
中核市

厚生労働省社会・援護局  
障害保健福祉部 障害福祉課

「平成24年度障害福祉サービス等報酬改定に関するQ&A（平成24年3月30日）」  
の送付について

平素より、障害保健福祉行政の推進に、格段の御高配を賜り厚く御礼を申し上げます。

「平成24年度障害福祉サービス等報酬改定に関するQ&A（平成24年3月30日）」  
等を送付いたしますので、各自治体におかれましては、御了知の上、管内市（区）町村、  
関係団体、関係機関に周知徹底を図るとともに、その取扱いに当たっては遺漏なきよう期  
されたい。

【送付資料】

① 平成24年度障害福祉サービス等報酬改定に関するQ&A（平成24年3月30日）

\* 案からの主な修正点

- ・ 福祉・介護職員処遇改善加算及び福祉・介護職員処遇改善特別加算に関するQ&Aの間 30  
について、平成24年度介護報酬改定に関するQ&A（Vol.2）を踏まえて修正。
- ・ 障害児通所支援に関するQ&Aの間105に例を記載。

② 介護給付費等の算定に係る体制等状況一覧表・障害児通所・入所給付費の算定に係  
る体制等状況一覧表

\* 案からの主な修正点

- ・ 介護給付費等の算定に係る体制等状況一覧表の生活介護に、「延長支援体制」欄を追加す  
るとともに、「大規模住居」欄を「大規模事業所」へ名称変更。
- ・ 「小規模グループケア加算体制届出書」の変更。

\* 留意点

加算の届出書類については、平成24年4月以降の新規加算のみ様式例を送付しています。新  
規加算以外で、平成24年度改定において算定要件の変更等がある加算の届出書類については、  
平成24年度改定内容を踏まえ、必要に応じて、都道府県等において改正して下さい。

（照会先）

厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部障害福祉課  
評価・基準係 原、中村（3036）  
TEL：03-5253-1111

平成24年度障害福祉サービス等報酬改定に関するQ&A  
(平成24年3月30日)

【目次】

1. 障害福祉サービス等における共通的事項	2
(1) 加算の届出等	2
(2) 福祉・介護職員処遇改善加算及び福祉・介護職員処遇改善特別加算	3
(3) 介護職員等によるたんの吸引等の評価	11
(4) 通所サービス等の送迎加算	12
(5) 地域区分の見直し	13
2. 相談支援	13
(1) 計画相談支援・障害児相談支援	13
(2) 地域相談支援	14
3. 訪問系サービス	14
(1) 訪問系サービス（居宅介護、重度訪問介護、同行援護及び行動援護）における共通的事項	14
(2) 居宅介護	16
(3) 重度訪問介護	16
4. 生活介護・施設入所支援・短期入所	16
(1) 生活介護	16
(2) 施設入所支援	18
(3) 短期入所	18
5. 共同生活援助（グループホーム）・共同生活介護（ケアホーム）・宿泊型自立訓練	21
(1) 共同生活援助（グループホーム）・共同生活介護（ケアホーム）	21
(2) 宿泊型自立訓練	24
6. 就労系サービス	27
(1) 就労移行支援	27
(2) 就労継続支援B型	29
7. 障害児支援（含：18歳以上の障害児施設利用・入所者への対応）	30
(1) 障害児通所支援	30
(2) 障害児入所支援	47

## 1. 障害福祉サービス等における共通的事項

### (1) 加算の届出等

(加算の届出)

問1 加算等に係る届出については、毎月15日までに行わなければ翌月から算定できないが、報酬改定の影響により届出が間に合わなかった場合の特例はないのか。

(答)

- 4月1日から加算等の対象となるサービス提供が適切になされているにもかかわらず、届出が間に合わないといった場合については、4月中に届出が受理された場合に限り、4月1日にさかのぼって、加算を算定できることとする取扱いとなる。

なお、具体的な届出日については、各都道府県国保連合会と調整の上、各都道府県による柔軟な設定を行って差し支えない。

(定員超過減算の取扱い)

問2 指定一般相談支援事業者からの委託により、地域移行支援の障害福祉サービスの体験利用若しくは体験宿泊又は地域定着支援の一時的な滞在を受け入れた指定障害福祉サービス事業所における定員超過減算の取扱い如何。

(答)

- 指定一般相談支援事業者からの委託により受け入れた指定障害福祉サービス事業所の従業者が、地域移行支援の障害福祉サービスの体験利用若しくは体験宿泊又は地域定着支援の一時的な滞在の利用者に対しても一定の支援を行うこととなるため、正規の利用者数に「地域移行支援の障害福祉サービスの体験利用若しくは体験宿泊又は地域定着支援の一時的な滞在の利用者数」を加えて、定員超過減算の適用について判断すること。

なお、グループホーム・ケアホームについては、定員を超過して受け入れることができないので留意すること。

(指定基準上の人員配置に係る前年度の利用者数の取扱い)

問3 指定一般相談支援事業者からの委託により、地域移行支援の障害福祉サービスの体験利用若しくは体験宿泊又は地域定着支援の一時的な滞在を受け入れた指定障害福祉サービス事業所における指定基準上の人員配置に係る「前年度の利用者数」の取扱い如何。

(答)

- 指定基準においては、「前年度の利用者数」を基に必要な人員配置を行うこととしている。

指定一般相談支援事業者からの委託により、地域移行支援の障害福祉サー

ビスの体験利用若しくは体験宿泊又は地域定着支援の一時的な滞在を受け入れた指定障害福祉サービス事業所については、正規の利用者数に「地域移行支援の障害福祉サービスの体験利用若しくは体験宿泊又は地域定着支援の一時的な滞在の利用者数」を加えて、「前年度の利用者数」を算定することとする。

なお、生活介護については利用者の障害程度区分の平均により、ケアホームについては個々の利用者の障害程度区分により指定基準上の人員配置が定まるが、区分1又は区分認定非該当者については、区分2として取扱うこととする。

\* 報酬算定上満たすべき従業員の員数又は加算等若しくは減算の算定要件を算定する際の「前年度の利用者数」についても同様である。

## (2) 福祉・介護職員処遇改善加算及び福祉・介護職員処遇改善特別加算

問4 福祉・介護職員処遇改善加算と福祉・介護職員処遇改善特別加算のどちらを算定するかは、事業者の選択によるものと考えてよいか。

(答)

- 福祉・介護職員処遇改善加算と福祉・介護職員処遇改善特別加算のどちらを算定するかは事業所の判断となるが、福祉・介護職員処遇改善特別加算は、現在様々な理由により未申請である事業所に対する配慮として創設したものであり、現在基金事業の対象となっている事業所は福祉・介護職員処遇改善加算を算定することを想定している。
- なお、基金事業から福祉・介護職員処遇改善特別加算へ移行する場合であっても、原則として、基金事業による助成金を受けていたときの賃金改善の水準を維持することを要件としている。

問5 福祉・介護職員処遇改善計画書における賃金改善の基準点はいつの時点になるのか。

(答)

- 福祉・介護職員処遇改善加算の算定要件は、賃金改善実施期間における賃金改善に要する額（当該改善に伴う法定福利費等の事業主負担増加額を含む。）が、加算の総額を上回ることとしている。  
その「賃金改善」については、賃金改善実施期間における賃金水準を以下の賃金水準と比較した場合の改善分をいう。
  - ・ 福祉・介護職員処遇改善事業による助成金を受けていた事業所については、平成23年度の賃金水準から助成金による改善を行っていた部分を除い

た水準（ただし、平成 25 年度以降に新たに加算を算定する場合は、前年度の賃金水準）。

- ・ 福祉・介護職員処遇改善事業による助成金を受けていなかった事業所については、加算を算定する年度の前年度の賃金水準。

したがって、例えば、

- ・ 手当等により賃金改善を実施する場合に、特段の事情なく基本給を平成 23 年度より切り下げる。
- ・ 基本給により賃金改善を実施する場合に、業績連動ではないその他の手当等を平成 23 年度より引き下げる。

などの場合は、賃金改善と認められない。

- また、福祉・介護職員処遇改善特別加算についても同様である。

問 6 福祉・介護職員処遇改善計画書における賃金改善実施期間はいつから、いつまでか。

(答)

- 加算における賃金改善を実施する期間であり、当該加算は平成 24 年 4 月から算定が可能となるため、その賃金改善実施期間についても原則 4 月（年度の途中で加算の算定を受ける場合、当該加算を受けた月）から翌年の 3 月までとなる。

なお、助成金を受けている場合等により、賃金改善期間の重複が発生する等の理由がある場合は、賃金改善実施期間を 6 月から翌年 5 月までとするなど柔軟な対応をとられたい。

問 7 福祉・介護職員処遇改善計画書や報告書に関する証拠書類として事業者から求める書類について、国から基準は示されるのか。

(答)

- 労働基準法（昭和 22 年法律第 49 号）第 89 条に規定する就業規則や就業規則と別に作成している賃金・退職手当・臨時の賃金等に関する規程を想定している。

問 8 福祉・介護職員処遇改善計画書、実績報告の様式を変更してもよいか。

(答)

- 3 月 30 日付け障障発 0330 第 5 号通知で様式例をお示ししたとおりであり、指定権者をまたいで複数事業所を一括して法人単位で福祉・介護職員処遇改善計画書を作成することもあり、事務の簡素化の観点から、特段の事情のない限り同様式例を活用して頂きたい。

問9 福祉・介護職員の資質向上の支援に関する計画には、具体的にどのような内容が必要か。

(答)

- 当該計画については、特に基準等を設けておらず、事業者の運営方針や事業者が求める福祉・介護職員像及び福祉・介護職員のキャリア志向に応じて適切に設定されたい。

また、計画の期間は必ずしも賃金改善実施期間と合致しなくても良い。

なお、目標を例示すれば、次のようなものが考えられる

- ① 利用者のニーズに応じた良質なサービス提供するために、福祉・介護職員が技術・能力（例：介護技術、コミュニケーション能力、協調性、問題解決能力、マネジメント能力等）の向上に努めること。
- ② 事業所全体での資格等（例：介護福祉士、介護職員基礎研修、居宅介護従事者養成研修等）の取得率向上

問10 福祉・介護職員処遇改善加算に係る、厚生労働大臣が別に定める基準の内容のうち、イ（6）の「労働保険料の納付が適正に行われていること」について具体的に内容を確認すればよいか。

(答)

- 加算の算定をしようとする事業所における従事者に対する労働保険の加入状況が適切に行われていることが必要となるため、労働保険関係成立届等の納入証明書（写）等を提出書類に添付する等により確認する。

- また、福祉・介護職員処遇改善特別加算についても同様である。

問11 実績報告書の提出期限はいつなのか。

(答)

- 各事業年度における最終の加算の支払いがあった月の翌々月の末日までに、福祉・介護職員処遇改善実績報告書を提出する。

例：加算を算定する最後のサービス提供月が3月の場合、5月支払となるため、2か月後の7月末となる。

問12 キャリアパス及び労働保険納付に関する確認資料は、助成金申請事業所からも改めて提出を求める必要があるか。

(答)

- 福祉・介護職員処遇改善事業による助成金を受けている事業所について、

都道府県に届出をする場合は、キャリアパス及び労働保険納付に関する確認資料に変更がない場合、省略を可能とする。

また、指定都市又は中核市については、都道府県から指定事務等の一環として、これらの確認資料を引き継ぐ場合については、省略を可能とする。

問 13 賃金改善等の処遇改善計画の福祉・介護職員への周知方法の確認について、回覧形式で判子を押印した計画書の写しを提出させること等が考えられるが、具体的にどのように周知すればよいか。

(答)

- 賃金改善計画等の周知については、全従事者が閲覧できる掲示板等への掲示や全従事者への文書による通知等が考えられるが、各法人・事業所において適切な方法で実施することが必要である。

問 14 労働に関する法令に違反し、罰金以上の刑に科せられていないことは、どのようにして確認するのか。

(答)

- 事業所の指定を行う際と同様に、届出を行う事業所に誓約書等の提出を求めることにより確認する。

問 15 福祉・介護職員の任用の際における職責又は職務内容等の定めには、最低限、どのような内容が必要か。

(答)

- 職責や職務内容等については、特に基準等を設けておらず、事業者の運営方針等に基づいて設定することが必要である。

問 16 福祉・介護職員処遇改善加算及び福祉・介護職員処遇改善特別加算の届出は毎年必要か。平成 24 年度に加算を算定しており、平成 25 年度にも加算を算定する場合、再度届け出る必要があるのか。

(答)

- 福祉・介護職員処遇改善加算及び福祉・介護職員処遇改善特別加算を算定しようとする事業所が前年度も加算を算定している場合、福祉・介護職員処遇改善計画書は毎年提出する必要があるが、既に提出された計画書添付書類については、その内容に変更（加算取得に影響のない軽微な変更を含む）がない場合は、その提出を省略させることができる。

問 17 福祉・介護職員処遇改善計画書の作成について、当該計画の内容が変更になった場合は、改めて都道府県知事等に届け出る必要があるのか。また、

当該計画は、事業年度を超えて作成することはできないと解してよろしいか。

(答)

- 加算を算定する際に提出した福祉・介護職員処遇改善計画書等に変更があった場合には、必要な事項を記載した変更の届出を行う。なお、加算取得に影響のない軽微な変更については、必ずしも届け出を行う必要はない。  
また、福祉・介護職員処遇改善計画は収入額・支出額等を各年度、見直しをする必要があるため、各年毎に作成することが必要である。

問 18 事業悪化等により、賃金水準を引き下げることが可能か。

(答)

- サービス利用者数の大幅な減少などによる経営の悪化等により、事業の継続が著しく困難であると認められるなどの理由がある場合には、適切に労使の合意を得た上で、賃金水準を見直すこともやむを得ない。  
また、賞与等において、経常利益等の業績に連動して支払額が変動する部分が業績に応じて変動することを妨げるものではないが、本加算に係る賃金改善は、こうした変動と明確に区分されている必要がある。

問 19 実績報告で賃金改善額が加算額を下回った場合、これまでの助成金と同様、返還する必要があるのか。

(答)

- 加算の算定要件は、賃金改善額が加算による収入額を上回ることであり、加算による収入額を下回るとは想定されないが、仮に加算による収入額を下回っている場合は、一時金や賞与として支給されることが望ましい。  
なお、悪質な事例については、加算の算定要件を満たしていない不正請求として全額返還となる。

問 20 期限までに実績報告が行われない場合は、実施期間中の当該加算は全額返還となるのか。

(答)

- 加算の算定要件で実績報告を行うこととしており、指定権者が実績報告の提出を求める等の指導を行っているにも関わらず、実績報告の提出を行わない場合は、加算の算定要件を満たしていない不正請求として全額返還となる。

問 21 通常、加算は実施した翌月以降に請求することとなる、4月から加算を算定しようとする場合、3月中には福祉・介護職員処遇改善計画書を作成して従業員に周知しなければならないが、期間が短く対応ができないのでは

ないか。

(答)

- 平成 24 年度に助成金の承認を受けていた障害福祉サービス事業所等については、当該承認をもって、加算の算定要件を満たしたものとみなし、平成 24 年 5 月末までに、福祉・介護職員処遇改善計画書及び計画書添付書類を都道府県知事等に届出をすることで算定を可能とする経過措置を設定した。従って、この間に福祉・介護職員処遇改善計画書を作成し、都道府県知事等に届け出ることが必要である。

問 22 加算は、事業所ごとに算定するため、福祉・介護職員処遇改善加算の算定要件である福祉・介護職員処遇改善計画書や実績報告書は、(法人単位ではなく) 事業所ごとに提出する必要があるのか。

(答)

- 加算は、事業所毎に算定をするため事業所毎の届出が原則となるが、障害福祉サービス事業所等を複数有する障害福祉サービス事業所等(法人である場合に限る。)である場合や障害福祉サービス事業所等ごとの届出が実態に鑑み適当でない場合、福祉・介護職員処遇改善計画書は、当該障害福祉サービス事業所等が一括して作成することができる。また、同一の就業規則により運営されている場合に、地域ごとや介護サービスごとに作成することができる。

問 23 福祉・介護職員処遇改善計画書を単独事業所で作成する場合や同一県内の複数事業所を一括で作成する場合など、どの様式で届け出ればよいか。

(答)

- 福祉・介護職員処遇改善計画書は全ての事業所で作成(複数事業所を一括で作成可能)する必要があり、複数事業所を一括で作成する場合、事業所の一覧(添付資料 1)、都道府県状況一覧(添付資料 2)、市町村状況一覧(添付資料 3)を添付することとしている。  
単独の事業所で福祉・介護職員処遇改善計画書を作成する場合は、添付書類は必要なく、同一県内の複数事業所を一括で作成する場合は、事業所一覧(添付資料 1)と市町村状況一覧(添付資料 3)が添付資料として必要になる。

問 24 福祉・介護職員処遇改善加算及び福祉・介護職員処遇改善特別加算は、利用料には反映されるのか。

(答)

- 福祉・介護職員処遇改善加算及び福祉・介護職員処遇改善特別加算は、利

ユーザーの負担能力に応じた負担が生じることになる。

問 25 福祉・介護職員処遇改善加算及び福祉・介護職員処遇改善特別加算の算定要件として、福祉・介護職員処遇改善計画書や実績報告書を都道府県知事等に提出することとなっているが、当該要件を満たしていることを証するため、計画書や実績報告書の提出を受けた都道府県知事は、(介護給付費等の算定に係る体制等状況一覧表の「受理通知」は送付しているがそれとは別途に)「受理通知」等を事業所に送付する必要があるのか。

(答)

- 加算の算定に係る事務を滞りなく行うために必要な事務については、他の加算同様に実施することが必要である。

問 26 平成 24 年度から新たに障害福祉サービス事業所等を開設する場合も加算の算定は可能か。

(答)

- 新規事業所についても、加算算定は可能である。この場合においては、福祉・介護職員処遇改善計画書の賃金改善額は賃金のうち加算の収入を充当する部分を明確にすることが必要である。なお、方法は就業規則、雇用契約書等に記載する方法が考えられる。

問 27 基金事業では、賃金改善は複数の給与項目で実施できたが、加算においても同様の取扱うのか。一時金で改善してもよいのか。

(答)

- 福祉・介護職員処遇改善計画書には、増額若しくは新設した又はする予定である給与の項目の種類(基本給、手当、賞与又は一時金等)等を記載することとしているが、基本給で実施されることが望ましい。

問 28 基金事業と同様に、賃金改善は常勤、非常勤等を問わず、また、一部の福祉・介護職員を対象としないことは可能か。

(答)

- 福祉・介護職員処遇改善加算の算定要件は、賃金改善に要する額が加算による収入を上回ることであり、事業所(法人)全体での賃金改善が要件を満たしていれば、一部の福祉・介護職員を対象としないことは可能である。
- また、福祉・介護職員処遇改善加算も同様である。

問 29 平成 24 年当初の特例で福祉・介護職員処遇改善事業による助成金を受

けていた事業所は、福祉・介護職員処遇改善加算ではどの様にみなされるのか。福祉・介護職員処遇改善事業による助成金と要件を変更する場合や加算の取得を辞退する場合はどの様な手続きが必要か。

(答)

- 平成 24 年当初の特例については、福祉・介護職員処遇改善事業による助成金を受けている事業所については、平成 24 年 4 月 1 日から下記の加算を算定する事業所とみなすこととなる。ただし、平成 24 年 5 月末日までに届出に関する書類を指定権者に提出する必要がある。

また、加算の要件を助成金の時と変更する場合や新規に加算を取得する場合は、新規の届出が必要になり、加算の取得を辞退する場合は、その旨の届出が必要である。

福祉・介護職員処遇改善事業による助成金		福祉・介護職員処遇改善加算
100%	⇒	加算 (Ⅰ)
90%	⇒	加算 (Ⅱ)
80%	⇒	加算 (Ⅲ)

問 30 加算算定時に 1 単位未満の端数が生じた場合、どのように取扱うのか。また同様に、利用者負担の 1 円未満はどのように取扱うのか。

(答)

- 通常の報酬における単位の計算と同様に、一単位未満の端数を四捨五入し、現行の他の加算と同様になる。また、利用者負担についても現行の他の加算と同様に、福祉・介護職員処遇改善加算額から報酬請求額を減じた額となる(福祉・介護職員処遇改善特別加算についても同様)。

※ なお、報酬請求額は、1 円未満の端数切り捨てにより算定する。

問 31 介護給付費等の算定に係る体制等状況一覧及び障害児通所・入所給付費の算定に係る体制等状況一覧における福祉・介護職員処遇改善加算及び福祉・介護職員処遇改善特別加算は、期日までに提出は必要か。また、必要な添付書類はなにか。

(答)

- 福祉・介護職員処遇改善加算については、平成 24 年当初の特例を設けており、福祉・介護職員処遇改善事業による助成金を受けている事業所については、加算を算定する事業所とみなすため、介護給付費等の算定に係る体制状況一覧及び障害児通所・入所給付費の算定に係る体制等状況一覧における福祉・介護職員処遇改善加算の部分については、記載を省略しても差し支えないが、福祉・介護職員処遇改善特別加算については、新たに届出が必要と

なる。

また、介護給付費等の算定に係る体制等状況一覧等における福祉・介護職員処遇改善加算及び福祉・介護職員処遇改善特別加算に関する添付書類については、福祉・介護職員処遇改善計画書等の届出を持って添付書類とすることとし、福祉・介護職員処遇改善計画書を複数事業所でまとめて作成している場合についても、それぞれの事業所ごとに資料を添付する必要はない。

### (3) 介護職員等によるたんの吸引等の評価

(医療連携体制加算 (Ⅲ))

問 32 医療連携体制加算 (Ⅲ) については、看護職員が介護職員等にたんの吸引等に係る指導のみを行った場合に、看護職員 1 人 1 日当たり算定されるよう設定されているが、事業所にたんの吸引等が必要な利用者が複数いる場合、事業所はどのように請求するればよいか。

(答)

- 以下の数式に当てはめて日単位で按分して単位数を算出した上で、当該単位数を合算して月単位で請求する。

500 単位 × 看護職員数	÷	当該月の事業所の利用者のうち、 <u>たんの吸引等が必要な利用者数</u>	=	1 人当たり単位数 / 日 * 1 単位未満 (小数点以下) の端数については「切り捨て」とする。
----------------	---	---------------------------------------	---	--

【例】

4 月中に、たんの吸引等が必要な利用者が 3 人いる事業所に、4 月 1 日は看護職員 2 人が、4 月 20 日は看護職員 1 人が介護職員等にたんの吸引等に係る指導を行った場合

・ (500 単位 × 2 人) ÷ 3 人 = 333.3 単位 → 333 単位 / 日 (4 月 1 日分)

・ (500 単位 × 1 人) ÷ 3 人 = 166.6 単位 → 166 単位 / 日 (4 月 20 日分)

⇒ 333 単位 + 166 単位 = 499 単位 / 月 (4 月分)

※ (500 単位 × 3 人) ÷ 3 人 = 500 単位 / 月とするのではない。

(喀痰吸引等支援体制加算①)

問 33 喀痰吸引等が必要な者に対して、複数の事業所から介護職員等が派遣された場合、事業所毎に算定できるのか。

(答)

- お見込のとおり。

(喀痰吸引等支援体制加算②)

問 34 喀痰吸引等を行うための登録事業者の登録が、4月1日に間に合わない場合、喀痰吸引等支援体制加算は算定できないか。

(答)

- 登録事業者の登録については、さかのぼりによる取扱いができる(\*)ことから、「喀痰吸引等支援体制加算」についても、さかのぼりにより加算を算定しても差し支えない。

ただし、登録事業者の登録については、できるだけ速やかに行う必要がある。

\* 「喀痰吸引等業務の施行等に係る Q&A について (その3)」(平成23年12月28日付け事務連絡)の「B経過措置対象者に関すること」の「B9」において、「事業者登録が4月1日に間に合わない場合については、事業者登録の申請書が受理された後、4月1日に遡って、登録したものとする取扱いができないか」に対して、「そのような扱いとして差し支えない」とされている。

#### (4) 通所サービス等の送迎加算

問 35 生活介護における送迎加算の一定の要件を満たす場合の+14単位の算定方法如何。

(答)

- 送迎を利用する者において、区分5若しくは区分6に該当する者等の割合が100分の60以上である場合に、送迎を利用する者全員について加算される。

問 36 日中活動サービス事業所から短期入所事業所、短期入所事業所から日中活動サービス事業所へ送迎を実施した場合、送迎加算を算定できるか。

(答)

- 原則として、居宅と短期入所事業所との間の送迎を実施した場合に算定できるが、通所サービス等利用促進事業において都道府県知事が必要と認めていた基準により実施している場合については、算定できる。

問 37 居宅からサービス事業所以外、居宅以外からサービス事業所へ送迎を実施した場合、送迎加算を算定できるか。

(答)

- 原則として、居宅とサービス事業所との間の送迎を実施した場合に算定できるが、通所サービス等利用促進事業において都道府県知事が必要と認めていた基準により実施している場合については、算定できる。

問 38 多機能型ではない、併設の生活介護事業所と就労継続支援B型の事業所が一体として、平均 10 人以上となる送迎を実施している場合、送迎加算を算定できるか。

(答)

- 原則として、算定できないが、通所サービス等利用促進事業において都道府県知事が必要と認めていた基準により実施している場合については、算定できる。

問 39 グループホーム・ケアホームと生活介護事業所等の日中活動サービス事業所の間で送迎を行った場合、送迎加算を算定できるか。

(答)

- 算定できる。

問 40 平均 10 人以上とする要件については、1 車両につき 10 人か、1 事業所につき 10 人か。

(答)

- 1 事業所につき平均 10 人とする。

## (5) 地域区分の見直し

問41 地域区分については、該当する市町村に存在する全ての事業所について変更となるが、届出は必要あるか。

(答)

- 介護給付費等の算定に係る体制等状況一覧及び障害児通所・入所給付費の算定に係る体制等状況一覧については、その内容に変更がある場合は届出が必要になるが、地域区分については該当する地域に所在する事業所全てが変更になるもののため、指定権者において対応可能であれば届出は必要ない。

## 2. 相談支援

### (1) 計画相談支援（※障害児相談支援も同様の取扱い）

問42 モニタリングの結果、サービス等利用計画の変更や新たな支給決定等に係る勧奨が必要ない場合であっても、継続サービス利用支援の報酬は算定できるか。

(答)

- 算定できる。

問43 障害福祉サービス等の申請が却下された場合は、計画相談支援給付費は支給されないのか。

(答)

- お見込みのとおり。

問44 サービス利用支援は、サービス等利用計画を作成した日が属する月分（以下の場合には平成24年4月分）として、その翌月に請求するのか。  
（例）支給決定の通知日4月10日 計画作成4月20日 支給決定5月1日

(答)

- お見込みのとおり。

## (2) 地域相談支援

問45 障害福祉サービスの体験利用加算、体験宿泊加算、緊急時支援費の一時的な滞在による支援について、指定障害福祉サービス事業者に委託する場合の報酬は、障害福祉サービス事業者に算定されるのか、それとも、指定一般相談支援事業者に算定されるのか。

(答)

- 指定一般相談支援事業者に算定される。  
なお、指定一般相談支援事業者が、委託先の障害福祉サービス提供事業者に委託費を支払うこととなる。

問46 障害福祉サービスの体験利用加算、体験宿泊加算、緊急時支援費の一時的な滞在による支援に係る報酬額と、指定障害福祉サービス事業者に委託する場合の委託費の額の関係如何。

(答)

- 基本的には、障害福祉サービスの体験利用等を委託により実施する場合は当該報酬額を委託先に支払うことを想定しているが、指定一般相談支援事業者と委託先の指定障害福祉サービス事業者との業務の役割分担等個別の状況が異なることから、個別の委託額は委託契約により定めることとして差し支えない。

## 3. 訪問系サービス

### (1) 訪問系サービス（居宅介護、重度訪問介護、同行援護及び行動援護）における共通的事項

(サービス提供責任者の配置基準①)

問47 サービス提供責任者の配置基準については、「当該事業所の利用者の数

が 40 人又はその端数を増すごとに 1 人以上」が追加されたが、サービス提供時間や従業者の員数に応じた配置は従来通り可能か。

(答)

- サービス提供責任者の配置基準のうち、「当該事業所の利用者の数が 40 人又はその端数を増すごとに 1 人以上」は、これまでの配置基準に新たに追加された配置基準であることから、これまでのサービス提供時間や従業者の員数に応じた配置は従来通りの取扱いとなる。

(サービス提供責任者の配置②)

問 48 サービス提供責任者の配置基準の「当該事業所の利用者の数が 40 人又はその端数を増すごとに 1 人以上」について、複数の訪問系サービスの指定を受ける事業所において、以下のような利用者がある場合に置くべきサービス提供責任者の員数はどのように算出するのか。

- ① 複数のサービスを利用する者がいない場合  
② 複数のサービスを利用する者がいる場合

(答)

- ① 複数のサービスを利用する者がいない場合

【例】

〔居宅介護利用者数：30人  
行動援護利用者数：10人〕の場合

a 実利用者数

居宅介護      行動援護      実利用者数  
30人    +    10人    =    40人

b サービス提供責任者の員数

実利用者数    配置基準      サービス提供責任者の員数  
40人    ÷    40人    =      1人

- ② 複数のサービスを利用する者がいる場合

【例】

〔居宅介護利用者数：60人  
行動援護利用者数：30人  
居宅介護と行動援護の両方を利用している利用者数：10人〕の場合

a 実利用者数

居宅介護      行動援護      複数サービス利用者数      実利用者数

$$60人 + 30人 - 10人 = 80人$$

b サービス提供責任者の員数  
実利用者数 配置基準 サービス提供責任者の員数  
 $80人 \div 40人 = \underline{2人}$

## (2) 居宅介護

(家事援助の支給決定)

問 49 家事援助において、30 分以上については 15 分刻みの時間区分となったが、支給決定についても 30 分以上については 15 分刻みとするのか。

(答)

○ お見込のとおり。

なお、居宅介護の家事援助の時間区分を 30 分間隔の区分けから 15 分間隔の区分けへと見直し、実態に応じたきめ細やかな評価を行うこととしたところであるが、支給決定に当たっては、これまで通り一人ひとりの事情を踏まえた支給決定をすることに変わりはないものである。

## (3) 重度訪問介護

(重度訪問介護における宿泊を伴う外出) (※今回の報酬改定以外)

問 50 重度訪問介護における宿泊を伴う外出については、報酬の算定対象として差し支えないか。

(答)

○ 支給決定時間の範囲内であり、社会通念上適当であると市町村が認めた場合、報酬の算定対象として差し支えない。

なお、外出については、「原則として 1 日の範囲内で用務を終えるものに限る」とされているが、例えば、1泊2日の宿泊を伴う利用の場合、2日間を別々に報酬算定することとなる。

## 4. 生活介護・施設入所支援・短期入所

### (1) 生活介護

問 51 生活介護の延長支援加算と開所時間減算について、運営規程には 4 時間以上の開所時間を定めている事業所が何らかの原因でその日 4 時間未満の開所時間になった場合は、減算となるのか。

(答)